

工期に関する基準

Q&A

日建連が会員企業の質問に答えます!

Q. 「工期に関する基準」が策定された目的は何ですか?

A. 建設業が今後とも社会に対して重要な役割を果たしていくためには、中長期的な担い手の確保が不可欠です。他産業に比べて長い労働時間、少ない休日という状況を払拭し、将来の担い手にとって建設業をさらに魅力ある産業とするべく、働き方改革を強力に推進する一環として本基準が作られました。発注者にとっても建設業者が重要なパートナーであり続けるために、この点をよく理解していただく必要があります。

Q. 本基準には4週8休と示されています。4週8閉所の日建連目標とは異なるのですか?

A. 基準には「建設業の担い手一人ひとりが週休2日(4週8休)を確保できるようにしていくことが重要。4週8閉所の取組みはこうした意識改革、価値観を転換していくための有効な手段」と記されています。2021年度末に向けた日建連の目標に向け、会員各社には業界を牽引する意識を持って4週8閉所での工程確保に努めていただきたいと思えます。

Q. 発注者に提出する工期の見積り(施工計画)にはどのような内容を盛り込めばよいのでしょうか?

A. 工程ごとの作業およびその準備に必要な日数が明らかになっていることが重要です。発注者との合意形成ができる内容であれば書式は問いません。一方、元下間の契約については職種による特性等を考慮して、それぞれの工事が著しく短い工期による契約とならないように配慮しなければなりません。

Q. 発注者等への周知はどのように行われているのでしょうか?

A. 国土交通省より、各都道府県や市町村の長、独立行政法人、国立大学法人、道路、電力、ガス、JR各社、NTTグループ各社のほか、経済団体、各産業の業界団体に通知されています。また、関係省庁を通じて、それぞれの所管する個別の協会等に幅広く通知されます。ただし、個々の発注者に対しては会員各社からの丁寧な説明が必要と思われる。

Q. 「著しく短い工期」とはどのように判定されるのでしょうか? 定量的な目安があるのでしょうか?

A. 定量的な数値の目安はありません。本基準に示す事項が考慮されているかどうかに加えて、過去の同種類似工事の実績との比較や工期の見積りの内容の精査によって総合的に判断されます。日建連の目標である4週8閉所が達成されていないというだけで違反とはなりません。国交省の見解として、単に発注者の指定工期というだけで理由なく工事に携わる人々の週休2日が確保できない状況であれば、著しく短い工期と判断される可能性があります。なお、国土交通省では「建設業法令遵守ガイドライン」を改訂し、今回の法改正を踏まえた発注者受注者間および、元請下請間における法令違反となる恐れがある行為事例を記述していますので参考にしてください。

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000178.html



Q. 本基準に違反した場合はどのような対応がなされるのでしょうか?

A. 各地方整備局等に設置されている「駆け込みホットライン」等に寄せられた情報を基に、行政による精査が行われます。その結果、著しく短い工期による契約が締結されたと判断された場合には、国土交通大臣または許行政庁が官庁・民間を問わず、発注者に対する勧告を行うほか、その勧告に従わないときは、その旨が公表されます。元下契約など注文者が建設業者の場合には、国土交通大臣等から建設業法に基づく指示処分が行われます。なお、「駆け込みホットライン」には発注者、受注者、元請負人、下請負人を問わず誰でも適宜相談が可能となっています。

Q. 建築工事適正工期算定プログラムの最新版について教えてください

A. 2020年10月末リリースのバージョン5が最新版です。これまでの対応施設(事務所、集合住宅、学校、工場・倉庫、医療)に、商業ビル、宿泊施設(ホテル)の2種類の用途が追加されました。また、施工実績の80%以上(商業施設は75%、その他の用途は約90%)を網羅できるように面積の拡充を図りました(S造RCS造の工場・倉庫10,000㎡→20,000㎡、その他の用途は5,000㎡→6,000~7,200㎡)。詳しくは日建連ホームページをご覧ください。

<https://www.nikkenren.com/kenchiku/proper.html>

